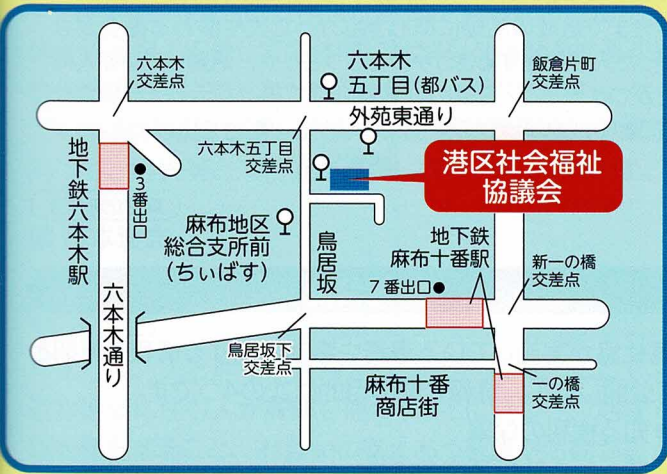


## ご案内図



社会福祉法人 **港区社会福祉協議会**  
 〒106-0032 東京都港区六本木5-16-45  
 港区麻布地区総合支所2階

ホームページ <https://minato-cosw.net/> X(旧Twitter) @minatocosw  
 E-mail [info@minato-cosw.net](mailto:info@minato-cosw.net)

TEL 経営管理係	6230 - 0280
地域福祉係	6230 - 0281
ボランティア・地域活動支援係 (みなとボランティアセンター)	6230 - 0284
生活支援係	6230 - 0282
成年後見推進係 (成年後見利用支援センター サポートみなと)	6230 - 0283
経営企画担当	6230 - 0280
FAX 共通	6230 - 0285

【交通】  
 電車：日比谷線・大江戸線「六本木駅」 3番出口 徒歩7分  
 大江戸線・南北線「麻布十番駅」 7番出口 徒歩10分

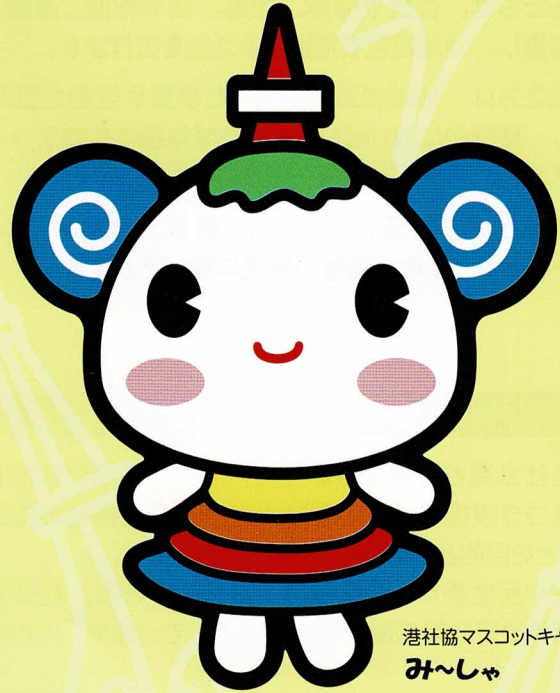
バス：港区コミュニティバス (ちいばす)  
 (田町ルート) 田町駅東口～六本木ヒルズ  
 「麻布地区総合支所前」バス停 徒歩1分  
 (麻布東ルート) 港区役所北～六本木けやき坂～港区役所北 (循環)  
 「麻布地区総合支所前」バス停 徒歩1分  
 (麻布西ルート) 広尾駅～六本木けやき坂～広尾駅 (循環)  
 「麻布地区総合支所前」バス停 徒歩1分



令和6年(2024年)4月発行

# 活動する港社協

令和6年度版



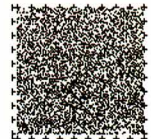
港社協マスコットキャラクター  
みへしゃ

マスコットキャラクター「みへしゃ」について▶



社会福祉法人

**港区社会福祉協議会**





# 港区社会福祉協議会

## 法人理念

みんなとともに「つながり・支えあうまち」をつくるため、私たちは行動します。

## 行動指針

- 1 私たちは、地域の福祉課題を解決するための話し合いや学び合う場をつくり、地域の福祉力を高めます。
- 2 私たちは、住民や団体、企業、関係機関と連携・協働し、地域福祉を推進する活動を広げます。
- 3 私たちは、地域の実情にあった事業や活動を提案し、積極的に取り組むことで地域福祉の基盤をつくります。
- 4 私たちは、共感力・発想力・創造力を豊かにし、一体となって地域福祉の推進に取り組みます。

## 目的・性格・役割

港区社会福祉協議会（港社協）は、社会福祉法第109条に基づき設置した社会福祉法人で、**地域福祉の推進**を図ることを目的とする非営利の民間団体です。

住民や民生委員・児童委員、町会・自治会、社会福祉関係団体や行政等の**関係機関と連携**して地域福祉を推進します。

住民の誰もが安心して暮らせるように、社会福祉関係者や関係機関、住民が協力しながら**地域生活課題の解決**に取り組んでいます。

港区の地域課題はこちら



2

## 会員を募集しています

会員は、港社協の趣旨にご賛同いただき、会費という財政的支援をしてくださる方のことです。ぜひ港社協にご入会いただき、地域福祉活動推進を応援してください。

入会申込書は、ホームページからダウンロード



## ■ 会員の種類と会費（年額）

個人会員	1口1,000円
団体会員（※主に法人格のない団体）	1口3,000円
法人会員（※法人格を有する団体）	1口5,000円

※ぜひ複数口の加入をお願いします。

## 寄付金をお受けしています

寄付金は、地域福祉活動を推進する上で、大きな支えとなっています。皆さまからの温かいご協力をお願いします。遺贈、相続寄付、香典寄付についてもご相談ください。

ソフトバンクが提供する募金プラットフォーム「つながる募金」を利用して、クレジットカードやソフトバンクポイントからのご寄付も可能です。

ご寄付は、車いす貸出事業やおむすびサービス（有償在宅福祉サービス）、ボランティア活動推進事業等の事業費に活用させていただきます。

港区版ふるさと納税制度「団体応援寄付金」を通じて、ご寄付いただくこともできます。



## 会員会費・寄付振込先

所定の振込用紙でお近くの郵便局・コンビニエンスストアから納入できます（※手数料がかかることがあります）。また、銀行口座振替（自動引落とし）・銀行振込等もご利用いただけます。詳しくはお問い合わせください。

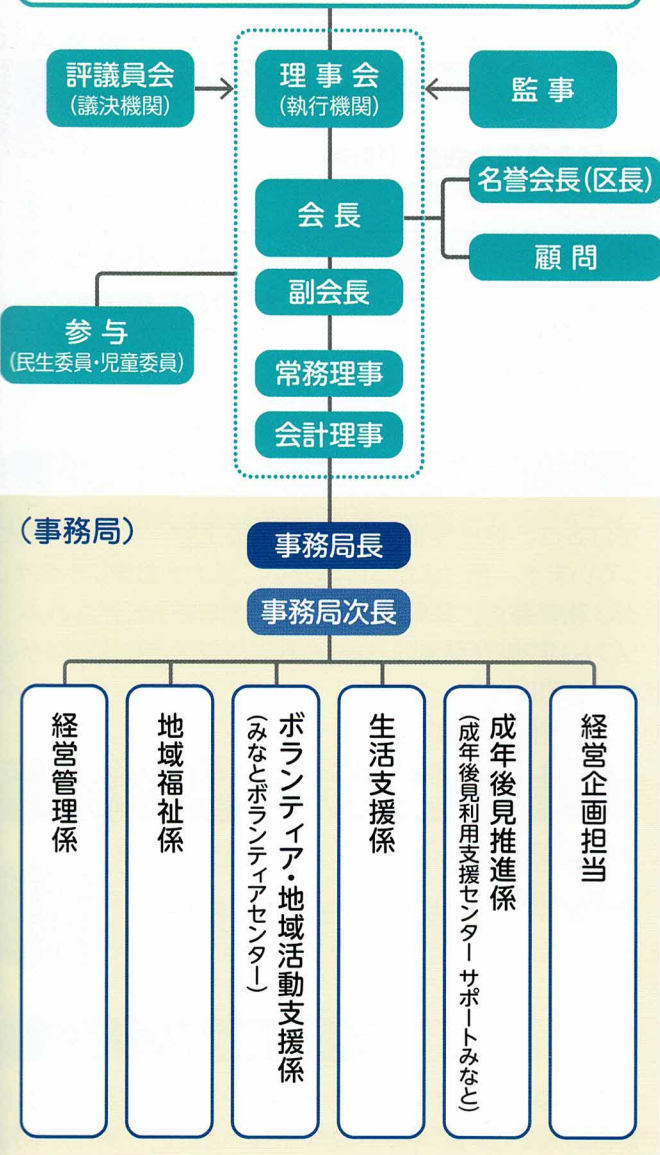
**港社協の会員会費およびご寄付は税制上の優遇措置が受けられます。詳しくはお問い合わせください。**

経営管理係

3



会員【個人会員・団体会員・法人会員】



# 高齢者・障害者福祉

## 成年後見制度利用促進事業 (区受託事業)

認知症・精神障害・知的障害等により判断能力が不十分であっても、安心して生活が送れるよう、権利擁護支援・成年後見制度の理解促進に向け港区の計画に基づき、利用等の相談支援、後見人等の支援、周知啓発、関係機関の連携等の取り組みを、港区とともに一体的・総合的に推進します。



### ① 成年後見制度の周知啓発

講演会や研修会、ミニ講座や出張相談会等を行ないます。

### ② 成年後見制度についての相談・利用支援

成年後見制度について、窓口や訪問により個別に相談をお受けするとともに、申立て手続きの支援や専門機関への紹介等も行います。また、利用されている人などからの相談もお受けします。

### ③ 弁護士等による福祉専門相談

月2回実施。相談は1人50分程度で無料です (1相談案件1回のみ)。

### ④ 成年後見人等候補者の推薦

成年後見人等候補者を専門職に頼みたい人に対して、必要な場合に状況等に応じ、適切な候補者を推薦します。

### ⑤ 成年後見人等への支援

地域で活動している成年後見人等の交流と情報交換等を行う連絡会の開催や後見人等就任後のチーム支援、その他情報提供等により活動を支援します。



### ⑥ 成年後見制度申立経費の助成

申立経費を負担することが本人・申立人とも困難な人を対象に経費助成の申請受付を行います。

### ⑦ 成年後見人等報酬の助成

成年後見人等の報酬に掛かる経費を負担することが困難な人を対象に報酬助成の申請受付を行います。



### 8 区民後見人等候補者の養成等

地域での支えあいを促進していくため、区民後見人等候補者を養成し、成年後見人等就任時には、本会が法人後見監督を受任します。

### 9 親族向け後見人講座

成年後見制度の申立てを検討している人、または成年後見人等として活動している人などを対象とした講座を開催します。

### 10 その他権利擁護支援に係る取組み

関係機関等を対象とした研修会を実施し、権利擁護支援の対応力の強化に取り組みます。また、権利擁護支援のため、本人等を取り巻く地域の関係団体等との連携を図り、地域連携ネットワークを構築します。

成年後見推進係

## 成年後見制度における法人後見事業

港社協による支援が必要なケースを法人として受任し、成年後見制度を活用したセーフティネットの役割を担います。

本会がこれまで地域福祉の推進で培ってきた、多様な関係機関等との連携により、安定的かつ利用者本位の支援を目指します。

### 相談の流れ

親族、高齢者相談センター、施設職員、行政担当者 等

港社協(サポートみなと)に相談

後見人等候補者検討(※)

親族

法人後見

後見人  
区民

後見人  
専門職

親族、本人又は区長が家庭裁判所へ申立て

※港社協または区民後見人を候補者にする場合は、成年後見利用支援センター運営委員会で専門職の意見を踏まえ、決定します。

成年後見推進係

6

## 総合的な福祉サービス利用援助事業 (一部東社協受託事業)

### ■ 利用できる人

港区内で在宅生活をされていて、高齢・知的障害・精神障害・身体障害などのために、福祉サービスの利用援助が必要な人(自分の意思で契約できる人)。



### ■ サービス内容と利用料

#### ① 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用に関する相談・情報提供、郵便物等の確認や手続き、利用料の支払いなどの援助をします。

##### 【利用料】

基本料金：1回1時間まで1,500円

延長料金：30分単位で600円を加算

#### ② 日常的金銭管理サービス

預貯金等の払戻し・預け入れ、公共料金や家賃等の支払いの援助をします。

##### 【利用料】

①と同じです。①+②での利用は、両方のサービス提供にかかった時間を合算して計算します。

#### ③ 書類等の預かりサービス

大切な書類等をお預かりします。

##### 〈お預かりできるもの〉

- 預貯金の通帳 ● 実印・届出印
- 書類(不動産などの権利証、契約書類、年金証書、保険証書など) など

##### 〈お預かりできないもの〉

- 現金 ● 有価証券 ● 宝石
- 書画 ● 骨董品 など

##### 【利用料】

1か月500円

- ◆ ①を基本に②・③のサービスを提供いたします。
- ◆ サービス提供時に必要な交通費(利用者宅から金融機関等への往復等)は、利用者負担になります。
- ◆ 利用料の減免制度がありますので、ご相談ください。
- ◆ その他詳細はお問い合わせください。

成年後見推進係

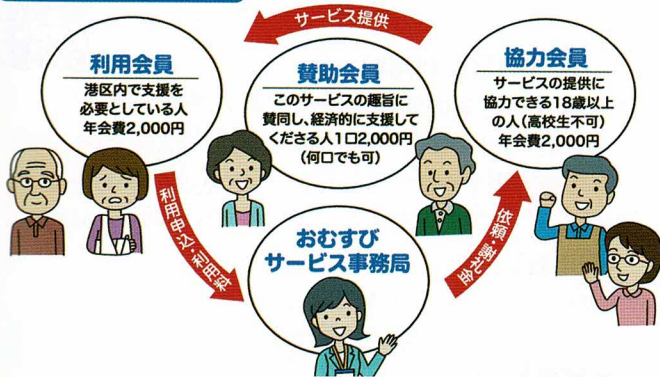
7



## おむすびサービス（有償在宅福祉サービス）

日常生活を営む上で支援を必要とする人（利用会員）と支援できる人（協力会員）をむすび、地域で住民相互の助け合いを推進する会員制の事業です。

### おむすびサービスのしくみ



### 会員区分・年会費

- **利用会員** 港区内で高齢や障害、病気・ケガなど何らかの理由により日常生活を営む上で支援を必要とする人。原則、港区在住。  
年会費2,000円。
- **協力会員** サービスの提供に協力できる18歳以上の人（高校生不可）。  
年会費2,000円、更新時1,000円。
- **賛助会員** この事業の趣旨に賛同し、経済的に支援して下さる人または団体。  
年会費1口2,000円（何口でも可）。

※事前に会員登録が必要です。

※入会前のおためし利用もご相談ください。

### 活動内容

一緒に行く日常の家事の手伝いや買物、外出や通院の付添い、話し相手など。

※依頼内容等により、対応が難しい場合や応じられる協力会員が見つからない場合があります。

### 活動時間

月～金曜日（土日、祝休日、年末年始除く）  
午前9時～午後5時

※1回の活動時間は原則2時間以内（通院の付添いについては応相談）。

■ **料金** 1時間 800円・1,200円（活動内容による）

8

ボランティア・地域活動支援係

## 車いすの貸出

一時的に車いすが必要になった人に貸し出し、日常生活を支援します。一部の車いすステーションでは、子ども用車いすも貸し出しています。

### 貸出対象者

使用者または借受者が港区在住で、使用者は在宅で生活し、高齢や障害、病気・ケガ等により、一時的に歩行困難な人。

※要介護認定で「要介護2～5」と認定されている人、または認定される見込みのある人は、介護保険の福祉用具貸与（レンタル）をご利用ください。なお、介護保険を申請し、福祉用具貸与の車いすが届くまでの間などは、利用することができます。

### 貸出期間

- **短期貸出** 7日以内
  - **一般貸出** 3か月以内
  - **延長貸出** 3か月以内
- ※貸出期間は、最長で6か月です。

### 維持管理協力費

- **短期貸出** 無料
- **一般貸出** 1,000円
- **延長貸出** 500円

※短期貸出の期間を超えた場合は、一般貸出へと自動的に変更され維持管理費を負担していただきます。

※使用者または借受者が港社協会員、使用者の世帯が住民税非課税世帯、生活保護受給世帯の人については免除となります。申請の際には、対象となる証明書（原本とその写し）をご持参ください。

※使用者が介護保険証や身体障害者手帳の交付を受けていても免除にはなりません。

### 貸出場所

港社協または車いすステーション（P10参照）

### 貸出手続きに持参するもの

- 健康保険証や運転免許証など、使用者および借受者の住所が証明できるもの
  - 介護保険証や身体障害者手帳
- ※使用者が交付を受けている場合にご持参ください。

ボランティア・地域活動支援係

9



## 車いすステーション一覧表

※地区名は港区総合支所管内を示します。  
 ※最新の情報（貸出場所等）はこちらから →



No	ステーション名	所在地	電話
1	ヒューマンぱらざ	芝1-8-23-6F	5439-2511
2	東京ガスライフバルみなと	芝1-15-5	5439-6491
3	芝高齢者在宅サービスセンター	芝3-24-5	5232-0848
4	清水薬局	芝大門2-3-15	3431-0877
5	新橋亭 新館	新橋2-4-2	3580-2211
6	福祉プラザさくら川	新橋6-19-2	3433-0180
7	虎ノ門高齢者在宅サービスセンター	虎ノ門1-21-10-3F	3539-3710
8	神明子ども中高生プラザ	浜松町1-6-7-5F	5733-5199
9	南麻布高齢者在宅サービスセンター	南麻布1-5-26	5232-9672
10	特別養護老人ホーム麻布慶福苑	南麻布5-1-20	3446-5501
11	(有) 豊洗舎	西麻布3-8-10	3473-0626
12	特別養護老人ホームベル	西麻布4-7-2	3499-2823
13	麻布十番商店街振興組合	麻布十番2-3-10	3451-5812
14	東麻布商店会	東麻布1-18-12	3583-1906
15	赤坂みすじ通り会	赤坂3-15-4-1F	3583-2457
16	特別養護老人ホーム サン・サン赤坂	赤坂6-6-14	5561-7833
17	北青山高齢者在宅サービスセンター	北青山1-6-1	5410-3410
18	赤坂子ども中高生プラザ青山館	北青山3-4-1-201	5786-6567
19	やまぶきケア	南青山2-27-8-203	6432-9321
20	世界の子どもにワクチンを 日本委員会	三田4-1-9-8F	5419-1081
21	豊岡いきいきプラザ	三田5-7-7	3453-1591
22	あいは一と・みなと	高輪1-4-8	5499-6455 (平日) 5449-6457 (土日)
23	高輪子ども中高生プラザ	高輪1-4-35	3443-1555
24	(有) はなみずき	高輪2-15-31-204	5792-5874
25	高輪親睦会内 安田自転車店	高輪3-3-6	3447-0769
26	ステップリハビリ・高輪	高輪3-6-23-101	5449-2930
27	高輪いきいきプラザ	高輪3-18-15	3449-1643
28	白金商店会	白金1-6-14	3441-6434
29	白金いきいきプラザ	白金3-10-12	3441-3680
30	みつ蛸	白金6-1-8	6277-0821
31	白金台いきいきプラザ	白金台4-8-5	3440-4627

芝浦港南地区	32	高齢者在宅サービスセンター港南の郷	港南3-3-23	3450-5571
	33	すこやかの家みたて	港南4-5-3	5783-5120
	34	みなと工房	芝浦1-14-8-201	3455-8140
	35	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ	芝浦4-20-1	5443-7338
	36	台場高齢者在宅サービスセンター	台場1-5-5	5531-0520

ボランティア・地域活動支援係

## 手話通訳者派遣 (区受託事業)

聴覚障害者等に手話通訳者を派遣し、日常生活の利便と社会参加を促進します。

生活支援係

## 手話講習会 (区受託事業)

聴覚障害者等への理解の促進とコミュニケーションの向上、並びに手話通訳者の養成を図ることを目的としています。受講対象は、港区在住・在勤・在学の15歳以上(中学生不可)の健聴者。「入門・初級・中級・上級・養成・受験・体験」の各クラスがあります。

生活支援係

## 介護相談員派遣 (区受託事業)

区民公募により選ばれ所定の養成研修を修了した介護相談員が、港区内の特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンター・グループホーム等を訪問し、利用者やその家族から介護保険サービスに関する不安・不満・疑問・要望等を聞き、その「声」や「想い」を施設や保険者(港区)に「橋渡し」します。区民が利用する介護保険サービスを区民の視点から共に考えサービスの質の向上を目指します。

生活支援係

## 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員) (区受託事業)

生活支援コーディネーターは、地域の支えあい活動を広める推進役です。地域のみなさんや関係機関と一緒に、高齢者の支えあいを広げることやサービスの開発に向けて検討し、取り組んでいます。

## 港区高齢者地域活動情報サイト スタみな!

高齢者がいきいきと暮らすために利用できる地域活動やサービスを、インターネットで検索できるシステムです。「体操教室に参加したい」「サロンに参加して友だちをつくりたい」というとき、簡単に情報を探せます。



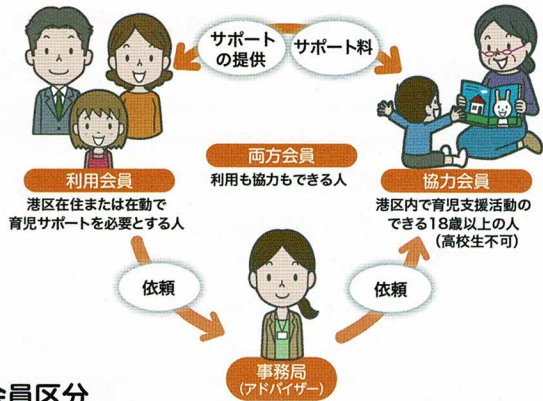
地域福祉係



# 子ども・子育て支援

## 育児サポート子むすび(育児サポート事業)(区受託事業)

子育ての手助けが必要な人(利用会員)と手助けができる人(協力会員)をむすび、地域全体で子どもの成長を支えていく育児サポート事業です。



### 会員区分

- **利用会員** 港区在住または在勤で、育児サポートを必要とする人
  - **協力会員** 18歳以上(高校生不可)で、区内で育児支援活動のできる人
  - **両方会員** 利用も協力もできる人
- ※事前に会員登録が必要です。(無料)  
 ※協力会員として活動を希望する人は、「子育て支援員研修」受講後の登録になります。

### 活動内容

保育施設等への送迎や時間外の保育、保護者の通院等外出時の保育などを行ないます。  
 ※依頼内容等により、対応が難しい場合や応じられる協力会員が見つからない場合があります。

### 活動時間

月～日曜日(祝休日、年末年始を含む)  
 午前7時～午後8時  
 ※1回の活動時間は原則2時間以内

**サポート料** 1時間 800円

**対象となる子ども** 0歳～小学校6年生

ボランティア・地域活動支援係

## 要支援世帯入学・卒業祝品贈呈事業

支援が必要な世帯の小学校入学者・卒業者と中学校卒業者に祝品を贈呈します。

### 対象の人

支援が必要な世帯の小学校入学者・卒業者  
 支援が必要な世帯の中学校卒業生

### 祝品

- 小学校入学 30,000円分の区内共通商品券
- 小学校卒業 10,000円分の区内共通商品券
- 中学校卒業 5,000円分の区内共通商品券

経営管理係

## 港区子ども食堂ネットワークの支援

港区で子ども食堂等を行っている会員のネットワークに対して、港区とともに活動の支援を行います。

また、港社協に企業等から食材・食品等の寄付の相談があった際、車両による運搬が困難な場合、配送等の調整を行い活動を支援します。

ボランティア・地域活動支援係

## 子ども用車いすの貸出

港社協や、各車いすステーションでの大人用車いすの貸し出しに加え、一部の車いすステーションでは、子ども用車いすも貸し出しています。

ボランティア・地域活動支援係

## 子ども用車いすステーション一覧表

※地区名は港区総合支所管内を示します。  
 ※最新の情報(貸出場所等)はこちらから →



地域	No	ステーション名	所在地	電話
芝地区	1	神明子ども中高生プラザ	浜松町1-6-7-5F	5733-5199
赤坂地区	2	赤坂子ども中高生プラザ 青山館	北青山3-4-1-201	5786-6567
高輪地区	3	高輪子ども中高生プラザ	高輪1-4-35	3443-1555
芝浦港南地区	4	芝浦アイランド 児童高齢者交流プラザ	芝浦4-20-1	5443-7338

ボランティア・地域活動支援係



# 地域福祉活動

## 「みんなと地域の福祉活動（小地域福祉活動）」の推進

### ■ 「みんなと地域の福祉活動」とは？

住民にとって、身近でなじみのある地域で、その地域の福祉課題に対して、住民自身が主体的に、自分たちでできることで協力し、関係機関とも連携して解決しようとする取り組みが「みんなと地域の福祉活動」です。

### ■ 3つのはじめ方

#### ① サロン活動

身近な地域で閉じこもりがちの人を対象に、サロン活動を通じてつながりづくりを進め、社会的孤立を防止する活動です。



特定の趣味活動やサークル活動ではなく、誰もが気軽に定期的に集まれる場をつくり、気かけあえる関係づくりを進めます。

#### ② 声かけ見まもり活動

地域組織等（町会・自治会や集合住宅の管理組合等）やサロン活動を実施する地域のグループの人たちで、地域や活動にあった方法を工夫して、「日常的にさりげなく」声をかけ、ゆるやかに見まもり活動です。



#### ③ みんなの会議（小地域福祉活動協議会）

地域組織等に福祉部や福祉委員会などの組織を位置づけて、地域のことを話し合い、ちょっと気になる福祉課題に対して、学習会や交流イベントなどを通じて地域の福祉力向上を目指す活動です。

14

### ■ 活動運営費の助成

#### ① サロン活動

- サロン活動立上げ支援助成  
登録初年度のみ上限：10,000円
- 1サロン上限：35,000円

#### ② 声かけ見まもり活動

20,000～65,000円

#### ③ みんなの会議（小地域福祉活動協議会）

上限：30,000円

### ■ 港社協がお手伝いします！

- 必要な情報の提供や立ち上げ支援
- 入門講座を開催
- 活動に関する相談支援
- 行政や専門機関への橋渡し
- 活動運営費の助成（要登録）
- 傷害保険の加入（要登録）
- 活動者への研修会等を開催

皆さんの地域の活動を支援します!!



など

### ■ 「サロンのはじめ方ガイド」

サロン活動のはじめ方の流れをまとめたガイドです。



地域福祉係

## ひきこもり支援専用相談窓口（区受託事業）

### ■ ひきこもりとは？

さまざまな要因によって、就学や就労、交遊などの社会参加をさけて、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態のことです。

港区にお住まいのひきこもり状態にあるご本人、ご家族が相談できます。相談の内容に応じて、各専門窓口と連携しながら支援します。

来所	月～金曜日	午前8時30分～午後5時
電話	6230-9098	※祝日・年末年始を除く
メール	soudan@minato-cosw.net 24時間受付（返信は翌開所日以降）	

15

地域福祉係



## コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

介護、育児、障害、ひきこもりなど、複数の課題を抱えてどこに相談したらいいかわからずに困っている場合や、地域に心配な人がいる場合などに、港社協職員がコミュニティソーシャルワーカーとして、一緒に解決方法を考えます。

ひきこもりの学習会など、理解を広げるための講座の開催や、地域住民や関係機関等と連携することで、解決に向けた支援や新しい仕組みづくりを行います。

こんな相談があります。



- 福祉のサポート、どこに相談?



- モノがあふれた家が気になる



- 子育てが不安



- 家族がひきこもりがち



- 近所の人様子が心配

地域福祉係

16

## みなさんの地域活動を応援します!!

### 地域福祉活動・ボランティア活動 パワーアップ塾

「地域で活動したい」という「思い」を応援します。活動を始めるきっかけづくりとなる基礎的な講座や、選択プログラムをラインアップしています。

地域で何か活動したいけど、どうすればよいかわからない。

セカンドライフは、ボランティア活動をしたい。

知ってみよう

- STEP 1 ほかの参加者と交流を深めながら地域福祉活動のイメージをつかみましょう。
- オリエンテーション ● 交流会

参加してみよう

- STEP 2 選択プログラムに参加してみましょう。
- ボランティア入門講座
  - 災害ボランティア講座
  - 地域つながりづくり講座
  - おむすびサービス活動説明会 など

続けていこう

- STEP 3 港社協は、継続的な活動や学びを支援します。



ボランティア・地域活動支援係

### 障害者スポーツの振興と地域福祉活動推進

障害者スポーツを通して障害者への理解を促進し、地域福祉活動を推進するため、担い手づくりのparaスポーツメイト養成講座や、普及啓発と交流を図るイベントを開催します。



経営企画担当

17



# ボランティア活動等

## ボランティア活動とは？

ボランティアの語源には「自分の意志で、進んでする活動」という意味があります。ボランティアは自分の関心のあるテーマ、自分にできることから始められるとても身近な活動です。ボランティア活動は、地域や社会をよりよくしていくことに役立つとともに、活動する自分自身も豊かにしてくれる力を持っています。自分にできること、自分がしたいことを気軽にはじめてみませんか。

## ボランティア活動の支援

ボランティア活動への参加促進のために、ボランティア情報を発信したり、相談に乗ったり、講座を開いたりしています。また団体や企業の活動支援も行っています。

## ■ ボランティアに関する情報

「ボランティア情報(奇数月)」や年に2回の「ボランティア情報保存版(上・下期)」にて、ボランティアに関する情報をお知らせします。またホームページやX(旧Twitter)でもボランティアに関する情報を発信しています。



## 活動のフローチャート

### 1 ボランティアセンターに相談する

センターに連絡もしくは直接行き、活動の希望やわからない点などを伝えましょう。

### 2 希望に合う活動先を見つける

自分の希望・関心、活動条件などを整理して、活動先を見つけましょう。

### 3 活動先に連絡する

申込方法や活動までの流れを確認しましょう。  
わからないことはボランティアセンターがサポートします。

### 4 活動スタート!

活動がはじまってからも継続して活動が続けられるよう、いつでも相談に応じます。

ボランティア・地域活動支援係

18

19

## ■ ボランティアに関する相談

ボランティア活動をするにあたり知りたいことなどありましたらお気軽にご相談ください。地区ボランティアコーナー(P20参照)でも相談が可能ですので、職員の在室時間にお気軽にお越しください。

## ■ ボランティアに関する講座

これからボランティア活動を始める人向けのボランティア入門講座や、すでにボランティア活動をしている人を対象としたボランティアスキルアップ講座等を開催しています。



## ■ ボランティア団体支援

ボランティア団体、NPO、地域活動団体等の交流会やパネル展示を行っています。交流等を通じて各団体の活動の発展や団体同士の連携・協働など、新たなつながりづくりを行っています。また、ボランティア団体の登録も行っています。





## ■ 企業の社会貢献活動支援（みなとネット）

地域での社会貢献活動が推進されるよう、港区内の企業の相談等に行っています。

また企業間の交流による情報交換やイベント等を行うネットワーク「みなとネット」を形成しています。「みなとネット」は地域活動団体等との交流や活動等も精力的に行っています。



## ■ 地区ボランティアコーナー

区内5地区にあるコーナーをボランティア活動や地域福祉活動の「活動の場」「交流の場」「情報の場」としてご利用ください。また、職員の在室時間にはボランティア保険の受付や活動の相談等ができます。



ボランティア・地域活動支援係

## ボランティアへのきっかけ作り

### ■ 夏！体験ボランティア

夏季期間中、小学生以上を対象に区内施設や団体等でのボランティア体験プログラムを提供します。



## ■ ふれあい講習会

区内の学校、企業、団体等を対象に、障害のある人のお話や各種体験（車いす、視覚障害者・ガイドヘルプ体験、高齢者疑似体験等）を行っています。ボランティア活動への参加促進やノーマライゼーションの普及啓発を目的としています。



## ■ 港区バリアフリーマップ充実支援（区受託事業）

港区内のバリアフリー状況や区有施設、病院等へのアクセスルートをボランティア等と調査し、港区のホームページのデータ等を作成しています。



ボランティア・地域活動支援係

## 災害ボランティアセンターの運営

災害時は、港区災害対策本部の要請に基づき本会が災害ボランティアセンターを立ち上げます。被災者が必要としていることとボランティアの調整をして、派遣等を行います。

また、災害ボランティアに関する基礎講座、養成講座等を毎年行っています。



ボランティア・地域活動支援係



# 福祉資金の貸付

## 生活福祉資金（東社協受託事業）

世帯の生活の安定と経済的自立を目的として、所得の少ない世帯・障害者や介護を要する高齢者のいる世帯を対象に、お住まいの地区の民生委員・児童委員とともにご相談に応じ、必要な資金の貸付を行います。

※資金の種類により、貸付要件等が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※貸付資金には、東京都社会福祉協議会による審査があります。

### ① 福祉資金

#### ● 福祉費

日常生活を送る上で、または自立した生活を行うために、一時的に必要なであると見込まれる費用

#### ● 緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の生活費

### ② 教育支援資金

#### ● 教育支援費

学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学等に修学するのに必要な費用

#### ● 就学支度費

上記の学校に入学する際に必要な入学金

### ③ 総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の立て直しのための継続的な相談支援（就学支援、家計指導等）と生活費および一時的な資金

#### ● 生活支援費

生活再建に向けて就職活動等を行う間の生活費

#### ● 一時生活再建費

生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費でまかなうことが困難である費用、低家賃住宅への転居費用、公共料金等滞納の支払い費用等

22

#### ● 住宅入居費

敷金・礼金等住宅の賃貸契約をむすぶために必要な費用

### ④ 不動産担保型生活資金

現に居住している自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する所得の少ない高齢者世帯に対し、その不動産を担保とした生活資金。また、生活保護世帯の自立を支援し、あわせて制度の適正化を図ることを目的とした、要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度も実施。

#### 貸付限度額

資金種類により異なりますので、詳細はお問い合わせください。

#### 貸付利子

● 福祉資金福祉費および総合支援資金は連帯保証人を立てた場合は、無利子。連帯保証人を立てられない場合は、措置期間終了後、元金に対して年利1.5%

● 福祉資金緊急小口資金および教育支援資金は、無利子

● 不動産担保型生活資金は、年利3%、または、当該年度における4月1日時点での長期プライムレートのいずれか低いほうの利率

※申込時に決めた返済期間を超えると延滞利子（年利3%）がかかります。

※長期プライムレートとは、金融機関が企業等に対して1年以上貸付ける際の最優遇貸出金利のこと。

### ⑤ 緊急小口資金等特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響による休業、離職等による特例貸付の償還等に関するご相談

生活支援係

23



# その他

## 福祉活動団体等の連携強化・取組

港社協では、地域の福祉関係団体等と連携・協働し、さまざまな角度から地域福祉を推進する活動を広げます。

### 港区地域福祉フォーラムの開催

地域福祉の普及・啓発を図るため、区内で活動するボランティア団体やNPO法人、社会貢献活動を行う企業や社会福祉法人などと連携して、講演会やシンポジウム、団体発表会等を開催します。

### 地域における公益的な取組

区内社会福祉法人が連携し、地域における福祉の充実に向けた取組や情報共有等を行うために「港区社会福祉法人連絡会」を開催しています。

### 地域福祉推進協議会の開催

区内福祉関係団体等の活動の充実や連携に向けた情報・意見交換、検討等を行います。社会福祉法人の社会福祉充実計画(地域公益事業)に対する意見交換等を行う地域協議会としての役割を担います。

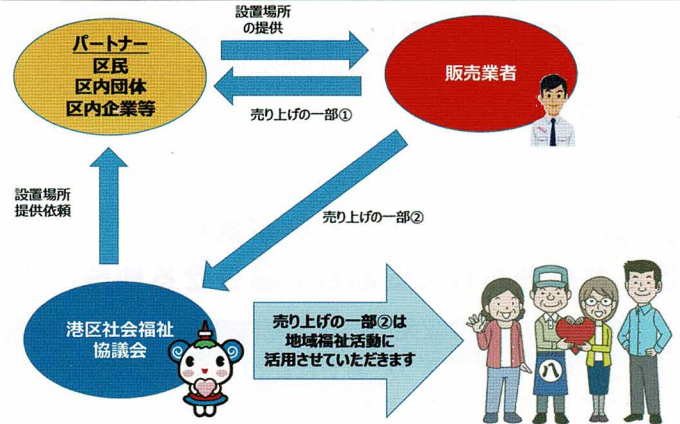
経営企画担当

## 地域貢献型自動販売機の設置

企業や施設、商店街等の皆さまのご協力により、自動販売機の売上の一部を地域福祉活動に活用させていただく『地域貢献型自動販売機』の設置を進めています。設置協力をご検討いただける場合は、ご連絡ください。



### 自動販売機設置運営の事業モデルについて(例)



## 共同募金

共同募金の一環として、歳末たすけあい運動を行います。募金は、在宅の重度障害者(児)への見舞品や区内で福祉活動をするボランティア団体等への助成等、身近な地域での福祉活動に活用されています。

また、東京都共同募金会港地区協力会の事務局として赤い羽根共同募金に協力します。

経営管理係



## 第5次港区地域福祉活動計画

港区地域福祉活動計画は、区民や地域の多様な関係団体等が連携・協働して主体的に地域福祉活動を推進するための計画です（第5次：令和4年度～令和9年度）。

地域福祉活動を通じた様々な地域の生活課題の解決に向けて、区民等と港社協が連携しながら取り組みます。

### 基本理念

#### 気づき、つながり・支えあうことを育むまち

人と人、人と地域が普段からつながりをもつことで、身近な地域に住む人が課題を抱えることに気づき、地域で課題を発見すること、お互いに支えあう意識や活動が広がることが大切であると考え、本計画ではそれらを発展させるために基本理念としました。

### めざす地域の姿

#### 多様なつながりと支えあいがあり、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域

多様なつながりや支えあいが地域にあり、それを日常的に感じられ、自分にあった場や仕組み、支援とつながることができ、さらに地域に活動の輪が広がるなど、誰もが安心して暮らせる地域をめざします。

### 基本方針

#### 認めあい暮らす

お互いが認めあい、

誰もが自分らしく暮らすことができる

様々な生活や価値観があることをお互いに認めあい、一つひとつの生活課題を地域のこととして考える人が増えることで、誰もが暮らしやすくなるための包括的な支えあいの仕組みや様々な支援・制度につながりやすくなるよう取り組みます。

#### 支えあいを広げる

多様なつながりや支えあいの取組が広がっている

つながりや支えあいの気持ちや意識をもつ人が増えることで、区民による主体的な活動が進み、支える人と支えられる人、担い手と受け手という関係を越えた支えあいの取組を地域に広げます。

26

## 活動をつなげる

### 活動に参加しやすく、連携が進んでいる

今まで地域の活動に関心がなかった人や関わる機会がなかった人が参加するきっかけをもつことや、活動している人同士がつながることを進め、地域全体で様々な活動を発展させることで、地域課題の解決につながる可能性を広げます。

経営企画担当

## 情報公開

港社協が実施している事務や事業に関する情報を原則として公開します。情報公開の目的は次の4つです。

- 知る権利の保障
- 開かれた社協運営の推進
- 区民との信頼関係の確保
- 区民の積極的な参加の促進

一方、個人に関する情報をみだりに公にされないよう最大限の配慮をします。

経営管理係

## 苦情解決制度

港社協では、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設け利用者等からの苦情の適切な解決に努めています。広報紙「みなと社協」に苦情解決結果を公表しています。



経営管理係

## 個人情報・特定個人情報の保護

港社協では、事業を通して多くの個人情報等を取得、管理しています。これらの情報は一人ひとりの個人にとって重要な守るべきものであるとともに、本会にとっても事業推進のうえで大切な情報です。港社協では、「個人情報保護方針」および「特定個人情報等保護基本方針」を策定し、これらの方針に基づき個人情報等の保護に努めています。



経営管理係

27